

登園許可証（医師記入）

はな保育園 園長殿

クラス： _____ 組 園児氏名： _____

疾患名： _____

上記疾患において、病状が回復し、集団生活に支障がない状態となりましたので

年 月 日より登園可能と判断いたします。

年 月 日

医療機関名 _____

※かかりつけ医の皆さまへ

保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぎ、一人ひとりの子どもが一日を快適に過ごせるよう、下記の感染症については登園許可証の作成をお願いいたします。

なお、感染力のある期間および子どもの回復状況をご考慮のうえ、集団での保育園生活が可能なお状態になってからの登園となるようお願いいたします。

感染症名	感染しやすい期間	登園の目安
インフルエンザ	症状がある期間（発症前 24 時間～発症後 3 日程度までが最も感染力が強い）	発症した後 5 日経過し、かつ解熱した後 3 日経過していること
新型コロナウイルス感染症	発症後 5 日間	発症から 5 日間経過し、かつ症状軽快後 1 日を経過していること
麻疹(はしか)	発症 1 日前～発疹出現後の 4 日後まで	解熱後 3 日を経過していること
風しん	発疹出現の 7 日前～7 日後くらい	発疹が消失していること
水痘(水ぼうそう)	発疹出現 1～2 日前から痂皮形成まで	全ての発疹が痂皮化していること
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発症 3 日前～耳下腺腫脹後 4 日	腫脹が発現してから 5 日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱 (プール熱)	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後 2 日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後 3 週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による 5 日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111 等)	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
急性出血性結膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)	—	医師により感染の恐れがないと認められていること